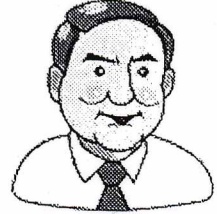




サンシュユ

# 桶屋事務所だより



編集発行人  
**桶屋税理士事務所**  
 税理士 **桶屋泰三**  
 〒930-0096  
 富山市舟橋北町7-15  
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999  
<http://okeya.zei-mu.jp>

ワンポイント

## 株券不発行制度

商法では株式会社に株券の発行を義務付けていましたが、昨年6月に公布された改正法により、非上場会社の場合は発行するか否かは

任意とされ、昨年10月から施行されています。上場会社の場合は公布日から5年以内の一定日から強制的に株券不発行会社に移行することになります。

## 2月の税務と労務

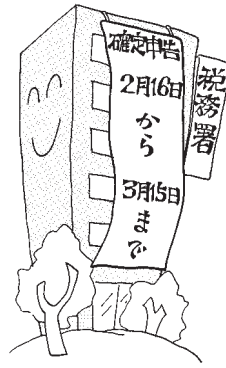
<p><b>国 税</b> / 平成16年分所得税の確定申告                  2月16日～3月15日                  (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)</p> <p><b>国 税</b> / 贈与税の申告                  2月1日～3月15日</p> <p><b>国 税</b> / 1月分源泉所得税の納付                  2月10日</p> <p><b>国 税</b> / 12月決算法人の確定申告                  (法人税・消費税等)                  2月28日</p> <p><b>国 税</b> / 6月決算法人の中間申告                  2月28日</p>	<p><b>国 税</b> / 3月、6月、9月決算法人の                  消費税の中間申告(年3回の場合) 2月28日</p> <p><b>国 税</b> / 決算期の定めのない人格なき                  社団等の法人税の申告及び納付 2月28日</p> <p><b>地方税</b> / 固定資産税の第4期分の納付                  市町村の条例で定める日</p>
--	--

**2月**  
 (如月)  
 FEBRUARY

11日・建国記念の日

火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28

# 確定申告のポイント



今年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっていますが、納付額のあるものは二月十六日から受付となります。

以下、平成十六年分の確定申告のポイントを整理してみます。

## 1 確定申告の対象者

確定申告の対象者は大きく二つのグループに区別できます。

一つは確定申告が法的に義務

づけられている人、もう一つは義務はありませんが、申告することにより所得税の還付を受けられる人です。

### 確定申告をしなければならない人(主な例)

個人で事業を行っており納税額がある

不動産収入がある人で納税額がある

給与が年間二、〇〇〇万円を超える

二か所以上から給与をもらっている

同族会社の役員で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

平成十六年中に土地等の譲渡があった

給与と所得者で給与以外の所得が二〇万円を超える

所得税の還付を受けられるケース

雑損控除を受ける

医療費控除を受ける

寄付金控除を受ける

配当控除を受ける

住宅ローン控除を受ける

## 2 平成十六年分の留意点

### (1) 定率減税の継続

平成十六年分の改正ではありませんが、平成十一年以後の各年分の所得税額について二〇%相当額(二五万円が限度)が減税となる措置が続いていますので、本年も適用されます。

### (2) 配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止

控除対象配偶者については、所得金額が三八万円以下の配偶者に適用されていた配偶者特別控除(上乘せ分)が廃止されました。

### (3) 土地・建物等の長期譲渡所得の税率引下げ

特別控除後の譲渡益に対する所得税率が一五%(改正前二〇%)に引き下げられています。

ただし、長期譲渡所得の百万円特別控除は廃止されています。

### (4) 土地・建物等の譲渡損失に対する制限

土地、建物等の譲渡所得の金額

の計算上生じた損失の金額については、原則として、土地・建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しができなくなりました。

### (5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設

個人が長期所有の居住用財産を譲渡した場合で、住宅ローン残高の方が譲渡価額より多い場合、買換えをしなくても、譲渡損失をその年の翌年以後も三年間繰越控除できます。

### (6) 再入居の場合の住宅ローン控除の適用

住宅ローン控除の適用者が、転勤等による止むを得ない事情で、その住宅を居住の用に供しなくなった後、再びその住宅に入居した場合に、住宅ローン控除の適用年のうち再入居以後の適用年について住宅ローン控除の適用が受けられる制度が、平成十五年度の税制改正で導入されました。

平成十五年四月一日以後に居住の用に供しなくなった場合の再入居から適用されるので、平成十六年分から適用が及ぶようになります。

所得税額速算表

課税総所得金額( A )		税率 ( B )	控除額( C )	税額 = ( A ) × ( B ) - ( C )
超	以下			
3,300,000円以下		10%	-	( A ) × 10%
3,300,000円	9,000,000円	20%	330,000円	( A ) × 20% - 330,000円
9,000,000円	18,000,000円	30%	1,230,000円	( A ) × 30% - 1,230,000円
18,000,000円超		37%	2,490,000円	( A ) × 37% - 2,490,000円

住民税額速算表( 所得割 )

課税所得金額		税率	控除額
超	以下		
- 万円	200 万円	5 %	- 万円
200	700	10	10
700	-	13	31

確定申告書チェック表

( 平成16年分用 )

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円( 又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額 ) を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄付金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	老年人	合計所得金額が、1,000万円超であるのに適用していませんか。( 昭和15.1.1以前生まれ )
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人( 昭和57.1.2 ~ 64.1.1生まれ )で、控除額は63万円です。
	寡婦( 夫 )	老年者であるのに適用していませんか。 ( 1 )寡婦 死別・離婚……扶養親族または一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 死別……合計所得金額が500万円以下。 特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 ( 2 )寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。
配偶者特別控除		合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除金額は、最高38万円です。
税額から差し引かれる金額	配当控除	対象となる配当所得は、利益の配当・剰余金分配等です。
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
	住宅ローン控除	申告者の住宅借入金( 取得 )等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。
		添付書類の不足はないですか。 ( 1 )新築・中古家屋の場合 家屋の登記簿謄本又は抄本 請負契約書又は売買契約書の写し 住民票 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ( 2 )増改築をした家屋の場合 上記( 1 )の各種の書類の他に「建築確認の通知書の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

## 遺産分割協議がまとまらない ときの相続税の申告

**Q** 相続財産の分割協議がまとまらず、相続財産が分割できない場合の相続税の申告は、どのようにすればよいでしょうか。

**A** 相続税の申告及び納付は、相続財産が分割されていない場合であっても通常と同じく、被相続人が死亡した日の翌日から10か月以内に被相続人の住所地を管轄する税務署に行わなくてはなりません。したがって、分割されていないということでその期限が延びることはありません。

そのため、相続財産の分割協議が成立していないときは、各相続人などが民法に定める相続分に従って財産をもらったものとして相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。

なお、実際には未分割の財産について、相

続税の特例である小規模宅地等の特例や配偶者の税額の軽減の特例などは適用できません。

しかし、民法で定める相続分で申告した後に、相続財産の分割が行われ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額とが異なるときは、実際に分割でもらった財産の額に基づいて修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、この場合の税額とは相続人全体の税額ではなく、各個人ごとの税額です。

修正申告は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が多い場合にすることができます。更正の請求は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が少ない場合にすることができます。更正の請求ができるのは、分割のあった日の翌日から4か月以内となっています。

なお、小規模宅地等の特例や配偶者の税額の軽減の特例が適用できるのは、原則として申告期限から3年以内に分割があった場合になります。分割に時間がかかればこれらの適用ができなくなる可能性がありますので注意が必要です。

## 消費税額等を区分記載した場合の印紙税の記載金額

課税文書を作成する場合に、消費税額等（消費税及び地方消費税）が区分記載されているとき、又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当って課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めません。例えば、次のような記載では税抜価格が記載金額として扱われます。

商品代金一〇〇円、消費税額等  
五円、合計一〇五円

商品代金一〇五円、うち消費税額等五円  
商品代金一〇五円、税抜価格一〇〇円

しかし、次のような記載は消費税額等が必ずしも明らかであるとは言えませんので記載金額は税込価格となります。

商品代金一〇五円、消費税額等五円を含む  
なお、この規定は第一号、第二号、第一七号文書に限り適用されます。

## IT投資促進税制と 少額減価償却資産の特例

青色申告書を提出する法人又は個人事業者が、特定情報通信機器等の取得等をして事業供用した場合には、特別償却（取得価額の五〇％）又は特別控除（取得価額の一〇％）の適用が受けられます。ただし、この特例を適用した資産については、次の三つの特例を併用することはできません。

少額の減価償却資産の取得価

額の損金算入（取得価額一〇万円未満の減価償却資産を全額損金算入する制度）  
一括償却資産の損金算入（取得価額二〇万円未満の減価償却資産を原則三年で損金算入する制度）  
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入（青色申告書を提出する中小企業者等が取得価額三〇万円未満の減価償却資産を全額損金算入する制度）